

令和6年度「女性農業者活躍事例情報発信」  
業務委託提案仕様書

1 委託業務の名称 「女性農業者活躍事例情報発信」業務委託

2 委託の目的

本県の農業就業人口は年々減少傾向にあり、農業従事者の確保が喫緊の課題となっている。一方、県の基幹的農業従事者に占める女性の割合は39%となっており、農業の担い手として重要な役割を果たしている。

しかし、一般の女性にとって、女性農業者の実態や作業内容を知る機会は少なく農業に対するハードルが高くなっている。

そこで、就農を考える女性や農業に関心を持つ女性の農業に対する理解を深めるため、県内において農業で活躍する女性についての情報誌を作成し、情報発信を行う。

3 女性農業者活躍事例情報発信の業務内容

(1) 女性農業者活躍事例の情報誌の作成

ア 女性農業者の取材

(ア) 取材対象は、委託者が選定した6人（離島は含まない）

(イ) 掲載する女性農業者のイメージ

農業経営に積極的に参画しており、農業の魅力を発信できる人  
女性農業者のロールモデルとなる人

(ウ) 取材内容

①経営概況 ②就農のきっかけ、③就農してみて感じたこと、④これからの目標  
⑤一日のタイムスケジュール ⑥就農を考えている女性へのメッセージ など

イ 情報誌の作成・印刷

(ア) 部数 1,000部

(イ) サイズ、ページ数 A5 24ページ程度

(ウ) 印刷 両面フルカラー印刷

(2) 取材費、旅費、人件費、事例情報誌作成に関する経費は全て当該委託料に含むものとする。

4 履行期限及び予算上限

履行期限	契約締結日から令和7年2月28日（金）まで
予算上限額*	500千円

※消費税及び地方消費税を含む。

5 事業完了の報告

全ての事業終了後、事業完了報告書を提出すること

## 6 成果品

- (1) 履行期限までに、以下の成果品を委託者に納品すること  
作成した情報誌及びそのデータ  
(データはP Cで再生できるDVDディスク等 (USBメモリを除く) で納品)

## 7 著作権・特許権

- (1) 本業務で作成された成果物の全ての著作権 (財産権) は委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、委託者の同意を得なければ、著作権法第18条及び第20条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費も含めて全て受託者において責任を負うものとする。

## 8 その他

- (1) 本事業に関して知り得た業務の秘密は、契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務に関し、疑義が生じた場合及び仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の間で協議すること。
- (3) 本業務の執行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (4) 事業の実施にあたっては、委託者と十分に連携をとり、協議・調整の上、進めること。